

戸籍附票システム標準仕様書の 策定に向けた対応方針

令和 3 年 1 1 月 9 日

1. 検討経緯

- 戸籍附票システムの標準仕様書策定の検討経緯を示します。

これまでの考え

- 戸籍の附票の管理は住民基本台帳制度上のものだが、地域情報プラットフォーム標準仕様では、住民基本台帳ユニットではなく、戸籍ユニットに位置付けられていることから、住民記録システム標準仕様書の対象外とされた。
- 戸籍の附票は、地域情報プラットフォーム標準仕様上は、戸籍ユニットに含まれているが、戸籍システムはすでに標準仕様書が策定されていることを踏まえ、標準仕様書を作成する対象(17業務)には含まれず、戸籍の附票についても標準仕様書を作成する対象とはならなかった。

<参考>

○住民記録システム標準仕様書【第2.0版】(抜粋)
第2章 標準化の対象範囲

本仕様書に準拠する住民記録システムにより処理する事務は、概ね住民基本台帳制度上の事務と対応しているが、必ずしも1対1で対応しているわけではない。例えば、印鑑登録や総合窓口、戸籍附票などは対象外とし、入管法に基づく住居地届出、番号法に基づく個人番号カード関連などは対象としている。

今後の方向性

- 2021年6月18日閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、現在の標準化対象業務の17業務に、戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録事務を加えることを検討すると定められた。
- 総務省が所管する印鑑登録事務については住民記録システムの改定に続き、今年度仕様書公表予定である。戸籍の附票もこれに続き、仕様書策定検討を進めていく。

<参考>

○デジタル社会の実現に向けた重点計画
第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策-(3)地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化-①地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等

標準化対象事務は、標準化法の趣旨を踏まえ、情報システムによる処理の内容が地方公共団体において共通しているかという観点等から、累次の閣議決定において示されてきた17業務以外に、戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録事務を加えることを検討する。

2. 今後の対応方針

- 標準仕様書策定にあたっての検討事項と方針を示します。

検討事項	方針
仕様書の位置づけ	・印鑑と同様、住民記録システム標準仕様書とは別に戸籍附票システム標準仕様書として策定を行う。
会議体	・戸籍附票の検討を行う会議開催の主体は総務省とし、現在の住民記録システム等標準化検討会の分科会の中で議題として検討する。
参加者	・戸籍附票標準仕様書策定には戸籍業務との整合性を取る必要があることから、現在戸籍の標準仕様書策定検討の場として、法務省にて開催している「戸籍情報システム標準仕様書の改訂等に関する調査研究会」の中からゲストスピーカーの出席を求める。 ※ゲストスピーカー一覧については下記参照
戸籍システムの標準化との関係	・本分科会では戸籍附票システムの標準化の検討を行う。 ・戸籍附票システムの標準化に影響を及ぼす可能性のある事項については法務省とも調整の上、必要に応じて検討する。
仕様書策定期間	・令和3年度後半に仕様書策定の要所において分科会・検討会で検討し、年度内の仕様書案策定を目指す。
仕様書構成	・既に策定されている住民記録の章構成をベースに策定を進める。※次頁参照 ・今後、必要に応じて戸籍標準仕様書との整合性等を踏まえた構成変更なども検討する。

<ゲストスピーカー一覧>

- ・法務省民事局民事第一課
- ・東京都新宿区
- ・東京都大田区
- ・株式会社 日立システムズ
- ・株式会社 両毛システムズ
- ・日本電気株式会社
- ・富士フイルムシステムサービス株式会社
- ・富士通Japan株式会社
- ・日本加除出版株式会社

(参考) 仕様書構成案

章		項目	備考
第1章	本仕様書について	背景、目的、対象（対象自治体等）、本仕様書の内容（構成、準拠すべき点等）	背景以外は、住記等の標準仕様書と同様に記載。
第2章	標準化の対象範囲	標準化の対象範囲	他の業務と共通する内容であり、住記等の標準仕様書と同様に記載。
第3章	業務フロー	業務フロー図	BPMNで記載。
第4章	機能要件	管理項目	
		検索・照会・操作	
		附票異動管理	機能種類に応じて細分化される想定。
		附票発行	機能種類に応じて細分化される想定。
		抑止設定（異動・交付・照会抑止）	住記システムからの連携情報を想定。
		（その他）	その他、権限管理機能、整合性チェック機能等、標準化すべきものがあれば
第5章	様式・帳票要件	戸籍附票証明	
		内部帳票	処理結果、エラーリスト等を想定。
		レイアウト	【実装すべき機能】とする様式・帳票のレイアウト。
		諸元表	【実装すべき機能】とする様式・帳票の諸元表。 ※諸元表とは、帳票項目ごとに型、桁数等を定義したもの。
第6章	データ要件	データ構造・文字	共通的な要件であり、住記等の標準仕様書と同様に記載。
第7章	非機能要件	－	非機能要件の標準については、デジタル庁及び総務省において検討予定であるため、その旨を住記等の標準仕様書と同様に記載。
第8章	用語	用語	住記等の標準仕様書で定義している一般的な用語に、戸籍附票固有の用語を追加する。

3. 今後のスケジュール案

- 現時点の想定スケジュールを示します。
- 特に分科会開催回数/時期や令和4年度実施内容について、今後の検討次第で変更の可能性があります。

